

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に関する質問及びその回答

令和7年1月31日 第46回基本計画策定・

推進専門委員会会議

資料2

第1 損害回復・経済的支援等への取組

整理番号	構成員	質問	関連する現行施策	担当府省庁	回答
1	假谷構成員	犯罪被害者等からアプローチする形では、犯罪被害者等弁護につながらないケースが少なくない。「弁護士との紹介体制の整備」に当たり、警視庁での「法律相談紹介」や、神奈川のサポートステーションのように、警察を含めた連携が実施されている例はどの程度あるか。一覧で示してほしい。	2	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、全ての都道府県の被害者支援連絡協議会において、弁護士会や法テラス地方事務所の加盟を得て、相互に連携を図っているほか、個々の事案においては、「被害者の手引き」による情報提供、相談時における犯罪被害者等の希望に応じた情報提供やこれら団体等への引継ぎを行っている。 【法務省】 法テラスの各地方事務所では、警察が全都道府県に設置する被害者支援連絡協議会に参加するなどして、警察との連携強化を図っている。令和4年度における法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ2万889件の約6.3%は警察を経由したものである。
2	假谷構成員	被害者連絡制度においては、最近でも、加害者に連絡をとろうとしても連絡先を教えてくださいとの声を聞くが、どのような指導がされているのか教えてください。	3	警察庁	被害者連絡実施要領において、連絡を行うことが適当でないと認められる場合を除き、被疑者を逮捕又は送致したときには、被害者等に対し速やかに被疑者の人定等を連絡すること等を規定するとともに、被害者連絡が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導している。
3	假谷構成員	金融庁において、保険会社各社が、被害者に対し、裁判基準よりも下回る保険会社基準での賠償提示をし、弁護士がつかない限り、裁判基準での適正な賠償金を支払わないことを把握しているか。それでよいという理解か。被害者に対する賠償金の提示・支払に関し、どのような検査・監督を行ったのか。	6	金融庁	保険会社は、被害者への賠償金額の提示に当たっては、過去の判例や事例、個別事案の状況等、様々な要素を勘案して査定を行っているものと承知している。 金融庁としては、保険会社に対して、「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、適切な保険金支払管理態勢の構築を求めており、引き続き、保険金の査定・支払いが適切になされているかや、被害者への丁寧な説明がなされているかについて、モニタリングを行っていく。
4	假谷構成員	受刑者作業報奨金を損害賠償に充当する場合の具体的手続きはどうなっているか。実施件数はどの程度か。	9	法務省	作業報奨金は、釈放後の当座の生活資金を確保し、所持金がないがために再犯に及ぶという事態を防止する意味合いがあり、原則として、釈放の際に支給するものとされているが、その使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等の一定の場合には、釈放前であっても、これを支給することができることとされている。 釈放前の作業報奨金の支給については、原則として、その支給の時における報奨金計算額の2分の1を超えてはならないとされているが、その使用の目的に照らして適当であると特に認めるときは、これを超えて支給することが認められている。 作業報奨金を損害賠償に充当する具体的な方法としては、被収容者から損害賠償充当に係る申出を受けた後、現金書留で対応（現金化して送金）している。 直近3年間における実施件数については、令和3年度は約230件、令和4年度は約220件、令和5年度は約260件である。
5	假谷構成員	カウンセラーの配置状況、カウンセリング費用の公費負担制度の予算状況、公費負担制度の実施件数（実績金額）について、都道府県警ごとの一覧で示されたい。	15	警察庁	都道府県警察ごとの部内カウンセラーの配置状況については別紙1のとおりであり、カウンセリング費用の公費負担制度について、都道府県警察ごとの予算については把握していないが、全ての都道府県警察において同制度を運用している。 また、都道府県警察ごとの公費負担制度の実施件数については、特に、実績数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていない。
6	假谷構成員	（整理番号3）回答は、抽象的であり、状況を把握できない。遺体搬送費の実績（件数、実施金額）、予算について、都道府県警ごとの一覧で示されたい。	16	警察庁	都道府県警察ごとの遺体搬送費の公費負担制度の実績については、特に、実施件数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていない。 また、都道府県警察ごとの予算については、把握していない。

7	假谷構成員	(整理番号5, 6)抽象的で状況を把握しがたい面があるので、地方公共団体ごとの犯罪被害者等の資格で入居した実績の件数をお示しいただきたい。また、補助金の件数、実績金額、予算をお示しいただきたい。	20-24	国土交通省	公営住宅の優先入居等に関し、令和5年12月現在、都道府県及び政令指定都市の公営住宅において、優先入居により769戸、目的外使用により187戸に犯罪被害者等が入居しているが、地方公共団体ごとの一覧については、特に実績数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから、公表はしていない。 また、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援法人等が行う入居円滑化に関する活動(情報提供・相談等)に対して補助金による支援を行っており、支援実績は以下の通り。 令和5年度補助件数:536件、令和5年度実績:1,288百万円、 令和6年度当初予算:1,081百万円
8	假谷構成員	(整理番号8)令和6年予算及び令和5年実績件数を示していただいたが、把握しづらいので、都道府県ごとに、実績(件数、実績金額)、予算を一覧でお示しいただきたい。	29	警察庁	都道府県警察ごとの一時避難、ハウスクリーニング経費の公費負担制度の実績については、特に、実施件数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていない。 また、都道府県警察ごとの予算については、把握していない。
9	假谷構成員	配慮制度の導入状況及び利用実績について、都道府県ごとの一覧で示されたい。	30	警察庁	(制度の導入状況) 配慮制度の導入状況は、警察庁ウェブサイト(「政府の犯罪被害者等施策」→「地方公共団体の取組」→「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する取組状況」→「地方公共団体における公営住宅等への入居に際して配慮を行う制度の状況」)において公表している。 (https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei.html) (利用実績) 配慮制度の利用実績は、特に実績数の少ない小規模県において、当該実績から事案や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから、都道府県ごとの一覧を公表することは困難であるが、地方公共団体が行う犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入に向けた検討に資するよう、二次的被害につながるおそれ等も踏まえ、都道府県・政令指定都市・市区町村の各区分ごとに合計した利用実績の公表を予定している。【P】
10	假谷構成員	犯罪被害者等を支援するためにどのようなことがされているか。犯罪被害者等の利用実績を示されたい。	36	厚生労働省	個別労働紛争解決制度は、労働者と事業主の間に生じた労働紛争について、その分野を問わず対象としており、犯罪被害を契機に事業主との間で生じた労働問題に対しても、個々の実情に応じて、適切な相談対応や解決援助の実施により制度の適正な運営に努めているところである。また、あらゆる分野の労働問題を対象にしていることをパンフレットの配布や厚生労働省ウェブサイトへの掲載等を通じて周知を図っている。 利用実績については、犯罪被害者等に特化した集計は行っていないが、犯罪被害者等からの相談も含めて、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引き下げといった相談内容として集計しているところである。
11	假谷構成員	(整理番号14)様々な媒体を利用し積極的かつ具体的施策に取り組まれていることが分かった。なお、助成金は既に実施済みとのことであり、実績(件数、金額)及び予算を示されたい。	37	厚生労働省	働き方改革推進支援助成金について、令和5年度は当初予算額68億円のところ、50億円(4,099件)の助成を行った。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組					
整理番号	構成員	質問	関連する 現行施策	担当府省庁	回答
12	假谷構成員	犯罪被害者の子どもの里親成立実現数はあるのか。 (整理番号29)基本計画は、「被害少年等の保護に資するよう」里親制度の充実を図ることであり、回答では基本計画の趣旨がどの程度実現されているのかが不明である(基本計画の理念が施策に反映されているのか疑問がある)。	49	こども家庭庁	犯罪被害者のこどもに特化した里親委託児童数等を把握することは難しいものの、令和6年度から、包括的な里親支援を行う児童福祉施設として「里親支援センター」を創設するなど里親制度の充実を図ること、被害少年等の保護に資することと承知している。
13	假谷構成員	要保護児童対策協議会に取り上げられる基準。被害児童がどのくらい取り上げられているのか。どのような支援が受けられているのか。具体例を示して欲しい。 (整理番号30)基本計画は、「被害少年等の保護に関し」被害少年等の保護に資する関係機関との連携充実を図ることであり、回答では基本計画の趣旨がどの程度実現されているのかが不明である(基本計画の理念が施策に反映されているのか疑問がある)。	52	こども家庭庁	要保護児童対策地域協議会は、被害少年に特化した支援の仕組みではなく、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」(児童福祉法第6条の3第5項)や、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる「要保護児童」(同条第8項)を支援する仕組み(同法第25条の2)であり、登録ケースは277,234件(令和2年度)であるが、被害少年に限定した登録数等の全国的な集計は実施していない。他の登録児童と同様に保護者の養育に関する相談、関係機関と連携した支援、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う中で、市区町村の相談員や心理職等が、犯罪被害を受けた児童や保護者に特有の不安や悩みへの傾聴や寄り添い、医療機関や児童相談所と連携したトラウマ治療等へのつなぎ、経済的な安定に向けた制度利用の支援、保育所や学校と連携した児童に対する関わり方の協議や対応などを行っているものと認識している。
14	假谷構成員	部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の利用状況は、どこに公表されているのか。実施件数も公表されたい。 (整理番号34)利用にあたっての罪種の指定、限度回数や資力要件、利用期間の制限などはあるか。利用件数の回答があったが、利用被害者の人数(できれば罪種別)はどうなっているか。	56	警察庁	部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の利用状況は、毎年犯罪被害者白書において公表しており、令和5年度中における同制度の利用件数は3,466回、実施人数は471名(罪種別は把握していない)である。 また、公費負担制度の対象となる犯罪被害者等の要件については各都道府県警察において定められているところ、利用期間については全ての都道府県において初診日から原則3年となっている。
15	假谷構成員	ワンストップ支援センターの設立相談は、どこでどのくらいあるのか。 (整理番号36)ワンストップセンターの設立はどのような経過をたどるのが多いのか。支援団体、医師、医療関係者等から開設相談がないと開設できないのか。現状、ワンストップセンターがない都道府県はどこか。	61	内閣府	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)及び第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)において、内閣府、警察庁及び厚生労働省の施策として、その設置を促進することとし、内閣府においては、平成29年度から、都道府県等への交付金等の取組を通じ、各都道府県等による設置を促進したところ、平成30年10月には全ての都道府県への設置が完了している。ワンストップ支援センターの開設までの過程は、各地域において様々であり、内閣府において逐一把握しているわけではないが、都道府県を中心に関係機関による協議等が行われ、開設に至るのが一般的と認識している。ワンストップ支援センターの整備については、設置・運営主体である都道府県等において、開設相談への対応も含め、地域の実情に応じた対応をしていただいているものであり、内閣府において、設立に係る相談の件数等は把握していない。
16	假谷構成員	被害者にも連絡されているのか。 実施されているとのことだが、連絡を受けないので分からない。 (整理番号50)是非とも継続して実施していただきたい。なお、母数何名に対し、何名実施されているかなどの実績数値があれば示されたい。	77	警察庁	平成17年6月から令和5年12月までの間、法務省から2,636人の出所情報の提供を受けているところ、再犯防止措置を組織的かつ継続的に構ずる必要があるものについては再犯防止措置対象者として登録を行っており、所在の確認や面談等の再犯防止措置を実施している。 登録者については、対象者が出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過した場合は登録が解除される一方で、再犯のおそれがあるとして登録が継続される場合もあり、登録者数は常に増減を繰り返している。
17	假谷構成員	「情報の管理の徹底」とは具体的にどのような管理態様をとっているのか	88	国土交通省	運輸支局等及び軽自動車検査協会においては、車両の所有者や弁護士・警察等に対して、車両の所有者の氏名や住所等が記載された登録事項等証明書・検査記録事項等証明書を交付している。 一方で、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者から個人情報保護の申請があれば、被害者の保護を図るため、当該車両の上記証明書をシステムから出力しようとする場合に警告が表示され、職員は請求者の本人確認及び請求理由の確認を慎重に行うこととしている。 仮に、加害者等(被害者の住所を探索する目的で当該加害者に代わり上記証明書の交付を受けようとする者を含む)から上記証明書の請求があっても交付することはなく、加害者等が被害者の住所を特定することはできない。

18	假谷構成員	警察による被害者の実名発表・匿名発表について、第1次基本計画において、「犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。」ことが規定されたところ、民放連、新聞協会が、「実名発表はただちに実名報道を意味しない。私たちは、被害者への配慮を優先に実名報道か匿名報道かを自律的に判断し、その結果生じる責任は正面から引き受ける」と明らかにした。 ところが、以後、20年が経とうとするが、犯罪被害者等の希望を踏まえ、報道機関が、被害者の実名報道をとどめる例はほとんど存在せず、現に報道しなかったのは警察発表がなかったやまゆり園殺傷事件だけである。警察発表と実名報道が、重なる結果となっている実情をどのように考えているか。 かかる実情を前提とすると、整理番号53の回答は、警察庁としては、被害者等の意向を踏まえても、やまゆり園事件以外の事件において、犯罪被害者等の実名が報道される結果になっても構わないと考えて、記者発表をしているということか。	89	警察庁	警察においては、発表した内容が報道される可能性を踏まえつつ、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重して発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。
19	假谷構成員	(整理番号54) 承知した。なお、ガイドラインによれば要対協を通じた情報共有・連携が推奨されているが、都道府県ごとの開催実績はどの程度か。物的、人的体制は十分か。担当者ごとに対応方針の判断が異なるというような事案処理にムラはないのか。保護すべき事案であるにもかかわらず、物的、人的体制不足により、十分な対応ができなかったケースがないのか。	92 93	こども家庭庁	要保護児童対策地域協議会の開催実績について、都道府県ごとの開催実績は公表していないが、こども家庭庁のHP上に掲載している「要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果」において、令和2年度の代表者会議、実務者会議、全国で個別ケース検討会議は61,572回(令和元年度)開催されており、人的体制等については、人員確保のための予算事業や研修事業において適切な対応が行えるよう支援を行っている。
20	假谷構成員	(整理番号57) コーディネーターの配置、国庫補助は承知した。コーディネーターの具体的な活動内容はどのようなものか。	98	厚生労働省	児童虐待防止対応コーディネーターは、 (1) 対象者のDV及び児童虐待に関する情報等について女性相談支援センター内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整 (2) 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整 (3) 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整 (4) 一時保護に至らない対象者について、DVや児童虐待の疑われる場合の女性相談支援員、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等 (5) 地域の女性相談支援員等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言 (6) その他必要な業務 について行うこととしている。
21	假谷構成員	ストーカーやDV事案の加害者が再加害を行わないために、被害者の申告がなくとも、特異動向の有無をモニタリングしていることがあるのか。実際に特異動向把握に至った件数及び警察及び保護観察所で情報伝達をした件数はどの程度か。	103	警察庁 法務省	ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、被害者からの申告の有無を問わず、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握することとしている。 これらの者のうち、警察と保護観察所との間で、令和5年中に新たに特異動向等について連絡がなされた人数は少なくとも15人である。
22	假谷構成員	各担当警察官への研修(「ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官」「代表者翰指導担当者」「児童からの聴取に関する研修」「司法面接に携わる警察職員」「司法面接トレーナー」「性犯罪捜査を担当する者」「被害者支援担当者やカウンセリング担当者」「性犯罪捜査に関する研修」「外部有識者等による研修」)は、それぞれ対象数、研修受講数は、何名か。 事件を担当する捜査官は、どのくらいの頻度で研修を一度は受講している計算になるか。	108～111	警察庁	警察庁において、各都道府県警察の「ストーカー、配偶者暴力対策」、「代表者聴取」、「児童虐待対策」、「客観的聴取技法」、「性犯罪捜査」、「被害者支援・カウンセリング」等の担当者に対して研修を実施している。各都道府県警察においても、上記に係る捜査官に対し様々な研修や教養を実施しているものと承知しているが、その実施件数や受講者数等について網羅的には把握していない。

第3 刑事手続への関与拡充への取組					
整理番号	構成員	質問	関連する 現行施策	担当府省庁	回答
23	假谷構成員	従前、警察は立件できることが確実にしなければ、なかなか被害届を受理してくれなかった。「迅速・確実な被害の届出の受理等について」が発出された前と後では被害届の受理件数にどのくらいの変化があったのか。具体的な数字で示して欲しい。 なお、昨今、防犯カメラが普及したことにより、防犯カメラ映像があれば立件に動くが、防犯カメラ映像がなければ、立件しないことになっていないか。 供述だけでも、信用性に疑義がなければ、積極的な立件をさせたい。	125	警察庁	お尋ねの件数については統計を取っておらず、お答えは困難であるが、警察庁においては、引き続き、被害の届出に対し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き迅速・確実な受理がなされるとともに、法と証拠に基づいて緻密かつ適正な捜査が推進されるよう、都道府県警察を指導する。
24	假谷構成員	① 「告訴・告発への適切な対応及び指導・管理の徹底について」が発出された前と後では告訴・告発の受理件数にどのくらいの変化があったのか。具体的な数字を示して欲しい。 ② 警視庁及び警察署の「告訴・告発センター」は具体的にどこにあるのか。「告訴・告発センター」についてどのように周知がされているのか教えてもらいたい。	126	警察庁	お尋ねの件数については統計を取っておらず、お答えは困難であるが、警察においては、各都道府県警察本部や各警察署に「告訴・告発センター」を設置し、告訴等の相談・申出について一括して対応している。 「告訴・告発センター」については、「告訴・告発への適切な対応及び指導・管理の徹底について」の通達を警察庁ウェブサイトにおいて公開して周知している。
25	假谷構成員	「性犯罪証拠採取キット」が整備されている医療機関の一覧表があれば開示していただきたい。	127	警察庁	警察庁では、性犯罪証拠採取キットが整備されている医療機関の一覧表を保有していない。
26	假谷構成員	「捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する」とあるが、これは誰に対して情報提供をするのか。被害者に提供するのか。具体的にどのような情報を提供する場合はあるのか一般的に提供する情報の例を示していただきたい。	128	警察庁	医療機関等において証拠資料の採取を行った医師等に対し、捜査に支障のない範囲で鑑定状況に関する情報提供を行うよう努めている。また、医師等に提供する情報の内容については、個別事件の捜査状況等によって異なるため、一概にお示しすることは困難であるが、例えば、医師等が採取した証拠資料を鑑定した結果、被害者のものと異なるDNAが検出された旨等を伝えることが想定される。
27	假谷構成員	司法解剖実施機関で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合、遺族への返還はどのように行われるのか。先に葬儀を済ませて火葬してしまった場合、後で臓器だけが返される場合もあるのか。そのような場合、通常遺族にはどのような対応を推奨しているのか。	142	警察庁	まず、司法解剖実施前の説明において、遺族に対し、鑑定人が組織検査等の資料として、遺体から臓器等を採取することがあることを説明し、理解を得ることとしている。 また、解剖後の説明において、遺族に対し、死因等の説明に併せ、鑑定人において組織検査等の資料として臓器等を採取したこと、当該臓器等については、鑑定が終了するなど捜査上の理由等による保存の必要がなくなった場合には、鑑定人において、死者の尊厳に配慮した適切な方法により火葬されると承知している旨を説明し、理解を得ることとしている。 それでもなお、遺族から保存の必要がなくなった後に臓器の返還を求められた場合には、その旨を記録化した上で、鑑定人に確実に伝えることとしている。
28	假谷構成員	「その適切な運用を図った」とあるが、具体的にどのような運用がなされたのか説明していただきたい。	161	法務省	令和5年12月の改正更生保護法の施行に合わせて、犯罪被害者等に向けたパンフレットや、地方更生保護委員会が犯罪被害者等の意見等の聴取を行う際に使用する各種様式において、生活環境の調整及び保護観察に関する意見についても聴取することをお示しするなどして周知を図っている。 また、地方更生保護委員会は、犯罪被害者等から生活環境の調整や保護観察に関する意見等を聴取したときは、犯罪被害者等の意向を考慮して相当でない場合を除き、当該意見に係る加害者の生活環境の調整を行う保護観察所又は仮釈放後の保護観察を実施することとなる保護観察所に対し、当該意見等を通知するものとし、また、通知を受けた保護観察所では、生活環境の調整又は保護観察における指導監督等を行うに当たり、当該意見等を考慮するものとした。
29	假谷構成員	犯罪被害者等の意見が特別遵守事項に反映される場合、具体的にどのような特別遵守事項が設けられるのか。 被害者の意見をもとに特別遵守事項を設定したが、それが守られずに仮釈放が取消になった事例はあるのか。あったとしてどのような特別遵守事項が設定され、どのように遵守されなかったのか教えて欲しい。	163	法務省	特別遵守事項については、犯罪被害者等から聴取した意見等も考慮の上、例えば、「被害者等に一切接触しないこと。」、「被害者等の身辺につきまともわないこと。」、「被害者等の自宅や職場付近をはいかないこと」等を設定している。 法務省において、こうした被害者等との接触等の禁止に係る特別遵守事項に違反したことを理由に仮釈放や執行猶予が取り消された事例は複数把握しているが、その具体的な内容については、個人の特定を避けるため回答できないことについて御理解いただきたい。

第4 支援等のための体制整備への取組

整理番号	構成員	質問	関連する 現行施策	担当府省庁	回答
30	假谷構成員	令和3年ないし令和5年中の「行政処分結果の問合せ等に対する情報提供件数」は、それぞれ何件中の件数なのか	184	警察庁	情報提供の要件を満たさないものを含めた情報提供依頼件数の集計は行っておらず件数は把握できていないが、要件を満たしたものについては、都道府県警察において確実に情報提供がなされていると認識している。
31	假谷構成員	性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等の令和3年及び令和4年における人数が知りたい	185	警察庁	令和3年4月現在：12,203名 令和4年4月現在：12,124名 令和5年4月現在：12,827名 が指定されている。
32	假谷構成員	小学校以外（中学校や高等学校など）において実施した具体的な施策があれば教えてもらいたい。	211 212	文部科学省	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知している。 また、令和7年度概算要求においては中学校における生徒指導担当教師の配置充実のための定数改善に要する経費を計上しているところ。
33	假谷構成員	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（依頼）（令和3年4月8日付）」が発出された後に、体制等が充実・強化された具体的な事例があれば教えてもらいたい。	215	内閣府	性犯罪・性暴力被害者のための交付金の対象経費に、ＡＶ出演被害防止・救済に係る法的支援事業、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費などを追加し、都道府県等における被害者支援に係る取組の充実を図っているところ。
34	假谷構成員	①「随時、犯罪被害者等支援に関する好事例等について、都道府県警察に情報提供した。」とあるが、問題があった事例は情報提供しているのか。 ②「好事例」の具体例を教えてもらいたい。	217	警察庁	①都道府県警察に対しては、各種会議や研修等において、問題事例についても情報共有を行っている。 ②「好事例」の具体例については、別紙2のとおり
35	假谷構成員	「様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう、ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等に対し、オンライン研修を実施した。」とあるが、オンライン研修の実施状況について教えてもらいたい。	227	内閣府	令和3年度から令和5年度までの各年度において、対象者別に、相談員研修（※）、センター長及びコーディネーター研修、行政職員研修、医療関係者研修をオンラインで各1回実施した。 （※令和3年度の相談員研修は、地域ブロック別に3回実施した。）
36	假谷構成員	研修等の実施状況について具体的な数字を教えてもらいたい。	238	こども家庭庁	国の研修センター事業（虐待・思春期問題情報研修センター）において実施している児童虐待等の対応や被害児童の支援等に関わる指導的立場の職員を対象とした研修の受講人数（令和5年度）は4,380人となっている。
37	假谷構成員	「令和5年10月に実施した全国警察本部長等会議等において、被害者支援連絡協議会等を活用し、関係機関・団体との連携・協力をより一層充実させることにより、地域における切れ目ない支援を目指すなど、犯罪被害者等施策の一層の充実・強化を図るよう指示した。」とあるが、当該指示後に改善した具体例があれば教えてもらいたい。	245	警察庁	各地域の被害者支援連絡協議会において、都道府県警察からの依頼により地方公共団体アドバイザー等が多機関連携の必要性等について講演を実施しているほか、都道府県警察が、警察庁提供に係る資料等を活用して地域における切れ目ない支援について講演を実施している。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

整理 番号	構成員	質問	関連する 現行施策	担当府省庁	回答
38	假谷構成員	どのような方法で周知を実施したのか教えてもらいたい。	247	内閣府	内閣府では、特定非営利活動促進法第72条に基づき、NPO法人の情報等を提供することなどを目的に、NPO情報管理・公開システムを運営・管理している。このシステムの一つであるNPO法人ポータルサイトでは、法人の事業報告書等の閲覧のほか、所在地や活動分野等様々な条件により法人の情報を検索することも可能となっている。
39	假谷構成員	第4次計画の実施結果において、実施した「生命を尊重する教育」の具体例を示していただきたい。 (理由) 生命、身体への直接の人権侵害だけでなく、人間の尊厳への侵害についてどのような教育がなされているか明らかにする必要がある。 例えば、ある高校運動部で起きた事件では、被害者を裸にして土下座をさせたケースが報道されている。	250	文部科学省	学習指導要領では、例えば、特別の教科 道徳では、「生命の尊さ」として、生命ある全てのものをかけがえのないものとして尊重し、大切にすることに関する内容を扱うことを示している。 また、「生命の尊さ」のほかにも、それぞれの個性や立場を尊重し、相互理解を図り謙虚で広い心をもつことに関する内容の「相互理解、寛容」や、身近な差別や偏見、いじめに向き合い、公平で公正に振る舞うことなどに関する内容の「公平、公正、社会正義」なども扱うこととしている。 こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校において、それぞれの学校や児童生徒等の実態に応じた教育が行われているが、例えば、文部科学省の道徳教育に係る予算事業における自治体の取組の中では、教科書に掲載されているいじめに係る内容を用いて、いじめの未然防止に向けて児童生徒が考え議論する道徳科としての授業づくりの取組や、生命の大切さやいじめに関連して人権について考えるため、外部講師を活用する取組なども行われていると承知している。